

○警察官の服制に関する規則施行細則の一部改正について

平成11年3月16日例規（装）第7号警察本部長

各部長・参事官・所属長

改正

平成12年4月25日例規（警）第18号

平成28年9月29日例規（装）第42号

令和4年2月1日例規（装）第3号

この度、警察官の服制に関する規則施行細則（昭和52年本部訓令第9号）の一部を改正し、平成11年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察官の服制及び服装に関する規則施行細則の全部を改正する訓令の一部改正について（平成7年例規（装）第1号）は、廃止する。

記

第1 改正の主旨

警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）が一部改正され、従来制服を着用することとされていた一定の場合について、所轄庁の長（警視總監及び道府県警察本部長）の定めるところにより、活動服を着用することができることとされたことから、これに合わせて関係規定を整備し、本県警察官の服制の適正な運用に努め、もって県民の警察に対する信頼の確保に資するとともに、警察官の円滑な職務の執行を図ろうとするものである。

第2 改正の要点

- 1 準常装を「常装のうち上衣を活動服に代えたものをいう（活動帽着用の場合も含む。）」と定義付けた。（第2条）
- 2 私的ネクタイに関する規定を削除した。
- 3 活動服等の着用範囲を一部拡大するとともに、活動服を着用した場合でも制服用のネクタイを着用できることとした。（第3条の2）
- 4 街頭ベストに関する規定を新設した。（第21条）
- 5 夜間用交通装具の中に、新たに夜光脚絆を加えた。（第25条）

第3 運用上の留意事項

1 活動服等の着用

第3条の2の規定により、活動服を着用するときは、いずれの場合でも制服用のネクタイを着用できることとした。ただし、次の業務に従事する場合には、所属長が必要と認める場合を除き、活動服等を着用することができない。

- (1) 交通安全教育その他各種講習に係る業務
- (2) 受付業務
- (3) 儀式
- (4) 学校教養（拳銃訓練を除く。）

2 街頭ベストの着用

街頭ベストは、地域・交通警察官及び日直員等が交通整理、交通取締り、交通事故事件捜査、検問等の街頭活動に従事する場合において、受傷事故防止のために着用するものであり、警ら、巡回連絡等の通常業務に従事するときは、原則として着用しないものとする。

なお、本ベストは夜光効果が薄いため、昼間帯から薄暮時までの着用とし、夜間にあつては自光式夜光服等を着用する。また、オールシーズン着用のメッシュ仕様であるので、年間を通じて着用するものとする。

3 白色ワイシャツの着用

次の場合は、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツを着用することができる。

- (1) 制服上衣又は活動服を着用しているとき。
- (2) 室内で勤務するとき（警察署受付、交番、駐在所等で公衆の面前において勤務する場合を除く。）。

なお、着用できる白色ワイシャツは、白色、無地、織り柄なしのものとする。

4 制服上衣（夏服を除く。）等の省略

制服（夏服を除く。）、ベスト又は活動服着用時において、季節的状况等を勘案し、個人の判断により、上衣を着用しないで制服用ワイシャツでも活動できるが、次の場合は制服上衣、ベスト又は活動服を着用することとする。

- (1) 儀式、祭典その他儀礼的なとき（活動服の場合は制服とする。）。
- (2) 部隊活動等で斉一を期する必要があるとき。
- (3) その他所属長が指示するとき。

5 夏服着用時及び制服上衣等省略時の服装

- (1) 夏服上衣は、長袖又は半袖の二種類があるが、いずれを着用しても差し支えない。ただし、点検その他勤務の性質上斉一を期する必要があると認めるときは、所属長がそのいずれかを指定するものとする。
- (2) 夏服長袖又は制服用ワイシャツを着用する場合において、暑熱等のときは、袖を三重に折り重ね不体裁にならないようにして、これをまくりあげることができる。ただし、前4のいずれかに該当する場合は袖をまくりあげないこととする。

6 交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員等の制服等の着用

- (1) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の警察官のうち、隊長、副隊長、庶務係等常態として交通パトカーによる警察活動に従事しない者は、制服を着用するものとする。ただし、交通パトカー及び白バイによる警察活動に従事する場合は除く。
- (2) 署の白バイ乗務員が白バイによる警察活動に従事しない場合は、活動服を着用するものとする。

7 交通乗車服の夏服着用時の留意事項

交通乗車服の夏服は、開襟と立返りの二種類の着用方法ができる仕様となっているので、開襟として着用する場合には、襟元から下着が見えるなど、不体裁とならないようにすること。

8 礼装

(1) 礼服の統一

礼装は、

- ・ 服制化された礼服を着用するとき。
- ・ 制服に飾緒、礼肩章をつけて礼服に代えるとき。
- ・ 常装に白手袋を着用して礼服に代えるとき。

があるが、同一の儀式等に出席する警察官が、それぞれ異なる礼装をすることは好ましくないため、この場合には行事を主管する所属長等において、あらかじめ服装を統一するように指示すること。

なお、通常儀式等の中には、表彰式のほか入校式、卒業式、年頭視閲、告別式、慰霊祭、祭典、祝賀会などがあげられる。

(2) 警察勲功章等の着装

礼服に、警察勲功章等を着用する場合は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項の規定を準用することとする。

(3) 礼服の調達

ア 礼服は、個々の警察官に貸与することは困難であるので、県本部に整備し、必要がある場合は、所属長からの申請により一時貸与するものとする。

イ 所属長は、所属の警察官から礼服の着用について申出があった場合には、その内容を検討のうえ、礼服の種類、号数別、員数及び理由を添えて装備課長に一時貸与の申請をすること。

(4) 私的な儀式における礼服の着用

私的な冠婚葬祭等の儀式において、一般に礼服とすることが社会慣習上相当と認められるときは、この制度による礼服を着用することは差し支えないものとする。

9 服装に関する指導等

所属長は、服装に関する平素の指導監督を徹底して、警察官の服装意識を高揚し、県民の警察官に対する信頼感の向上及び円滑な職務執行の推進に努めなければならない。特に、行事等に出席し、又は従事する警察官に対しては、当該行事等の開催趣旨、性質等を考慮し、具体的に指導等するものとする。